

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	1	府省庁名	文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
要望 項目名	公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充		
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する土地及び家屋に係る固定資産税・都市計画税・不動産取得税に関する特例措置について恒久化する。 ・特例措置の内容 固定資産税及び都市計画税について、公益法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、当該土地及び家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とする。 不動産取得税について、公益法人が、重要無形文化財の公演のための施設を取得した場合は、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。		
（関係条文）	地方税法附則第11条第9項、第15条第19項 地方税法施行令附則第7条第12項、第11条第24項 地方税法施行規則附則第3条の2の15、第6条第46項		
減収 見込額	[初年度] —（▲25） [平年度] —（▲25） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 能楽等に代表される伝統芸能は、我が国の長い歴史の中で培われ、その芸術性が高められたかけがえのない無形文化財であり、そのうち特に重要な確実に次世代へ継承する必要があるものについては国が重要無形文化財として指定をしている。特に重要無形文化財である能楽については、その公演のために横板や橋掛りなどを備えた専用舞台を有する能楽堂が必要なところ、確実に次世代へ継承するためには、その公演のための施設も一体として保存・継承を図っていくことが必要。 （2）施策の必要性 ① 公益性の有無 無形文化財は、「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」（文化財保護法第2条第1項第2号）と定義付けられる。重要無形文化財とは、「無形文化財のうち重要なもの」（文化財保護法第71条第1項）として文部科学大臣が指定したものであり、後世に継承すべき貴重な国民共有の財産であるため、その保存・継承を適切に行っていくべく、公益法人による施設の維持や鑑賞機会の確保を図ることは高い公益性が認められる。 ② 政府関与の必要性 重要無形文化財は、文化財保護法に基づいて国が自ら指定し、その伝承者養成等に対して補助を行うなど、その適切な保存・継承に関して強い責務を有するとされているものであり、その衰亡等を防ぐためにも、施設の維持や鑑賞機会の確保について国の責務として関与する必要がある。 ③ 国と地方の役割分担の適切さ 文化財保護法に基づき、我が国にとって特に価値が高いものとして指定した重要無形文化財の適切な保存・継承は、国がその役割を担う必要がある。一方、重要無形文化財の公演のための施設の維持は、各地域の住民が鑑賞する機会を確保することにもつながり、地域文化振興に資するものである。		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 12 文化芸術の振興 施策目標 12-1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実
		政策の達成目標	公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に対する固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、これらの施設の維持や鑑賞機会の確保を図り、長期的に安定した団体運営を可能とし伝統芸能の着実な保存・継承を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
		同上の期間中の達成目標	公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に対する固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、これらの施設の維持や鑑賞機会の確保を図り、長期的に安定した団体運営を可能とし伝統芸能の着実な保存・継承を図る。
		政策目標の達成状況	平成 23 年 1 月以降、12 施設が本税制優遇措置を受け、無料での能楽体験機会の提供や学生の公演料金の低廉化など国民が能楽に触れる機会の拡大に寄与するとともに、外国人向けの能楽体験機会の提供や多言語音声ガイドの制作等を通じて、能楽の普及・継承・保存を達成。
	有効性	要望の措置の適用見込み	14 施設（令和 6 年 8 月現在）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に対する固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、これらの施設の維持や鑑賞機会の確保が図られ、ひいては伝統芸能の着実な保存・継承が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	①重要無形文化財保存特別助成金 （令和 6 年度予算額：232 百万円） ②重要無形文化財伝承事業費補助 （令和 6 年度予算額：380 百万円） ③重要無形文化財等公開事業費補助 （令和 6 年度予算額：47 百万円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記①、②、③の補助金は、重要無形文化財の保存・継承のための事業（伝承者養成、原材料・用具の確保、公開等）に対し、特に予算措置を行うものであり、伝統芸能の公演に必要不可欠な施設の維持を目的とするものではない。
		要望の措置の妥当性	設備等への支援は、支出の規模が支援時に偏るところ、公益性等の一定の基準を満たす主体に対し、広くインセンティブを与え、伝統芸能の公開等を促すことにより、住民、国民の伝統芸能の鑑賞機会の確保が図られる。また、それぞれの法人の活動を活発化することは、それぞれの地域で育まれてきた文化の保護につながり、地域文化の振興に資するため、地方税で措置することが妥当。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和4年度から令和5年度の適用実績は以下のとおり。 <令和4年度> (不動産取得税) 適用件数：0件 適用実績：0円 (固定資産税) 適用件数：11件 適用実績：18,286,471円 (都市計画税) 適用件数：11件 適用実績：4,277,039円 <令和5年度> (不動産取得税) 適用件数：0件 適用実績：0円 (固定資産税) 適用件数：11件 適用実績：19,768,300円 (都市計画税) 適用件数：11件 適用実績：5,047,335円
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	(不動産取得税) ①条項：地方税法附則第11条第9項 ②適用総額：0円（令和2年度） 0円（令和3年度） 0円（令和4年度） (固定資産税) ①条項：地方税法附則第15条第20項 ②適用総額：878,803千円（令和2年度） 763,407千円（令和3年度） 895,716千円（令和4年度） (都市計画税) ①条項：地方税法附則第15条第20項 ②適用総額：878,803千円（令和2年度） 763,407千円（令和3年度） 895,717千円（令和4年度）
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本税制により、伝統芸能の公演のための施設の維持や、住民、国民の鑑賞機会の確保が図られ、伝統芸能の着実な保存・継承が図られる。
	前回要望時の達成目標	公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に対する固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、これらの施設の維持や鑑賞機会の確保を図り、伝統芸能の着実な保存・継承を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	無料で能楽体験機会の提供や学生の公演料金の低廉化など国民が能楽に触れる機会の拡大に寄与するとともに、外国人向けの能楽体験機会の提供や多言語音声ガイドの制作等を通じて、能楽の普及に貢献している。
これまでの要望経緯		平成20年度 本税制優遇措置の創設（平成20～22年度） 平成23年度 2年間の延長（平成23・24年度） 平成25年度 2年間の延長（平成25・26年度） 平成27年度 2年間の延長（平成27・28年度） 平成29年度 2年間の延長（平成29・30年度）

	平成 31 年度 2 年間の延長（平成 31・令和 2 年度） 令和 3 年度 2 年間の延長（令和 3・4 年度） 令和 5 年度 2 年間の延長（令和 5・6 年度）
--	---